

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律の一部の
施行期日を定める政令案参照条文

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律（平成十四
年五月三十一日法律第五十七号）

（日本原子力研究所法の一部改正）

第一条 日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「千葉県」に改める。

（宇宙開発事業団法の一部改正）

第二条 宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「茨城県」に改める。

（水資源開発公団法の一部改正）

第三条 水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「埼玉県」に改める。

（日本鉄道建設公団法の一部改正）

第四条 日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

（運輸施設整備事業団法の一部改正）

第五条 運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

（都市基盤整備公団法の一部改正）

第六条 都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「横浜市」に改める。

附 則

この法律は、各条の規定ごとに、それぞれ平成十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）（抄）

（事務所）

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 （略）

多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（抄）

（国の行政機関及び特殊法人の配置）

第三条 国は、内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）その他の法律の規定により内閣

の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を含む。以下「特殊法人」という。）の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならぬ。

（国の行政機関等の東京都区部からの移転等）

第四条 国は、東京都の特別区の存する区域（以下「東京都区部」という。）における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資するため、行政機関の官署（東京都のみ又は東京都区部若しくはその一部のみをその管轄区域とするものを除く。次項において同じ。）及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針（以下「移転基本方針」という。）に基づき、その東京都区部からの移転に努めなければならぬ。

2 移転基本方針においては、行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所のうち移転に努めべきものの範囲に関する事項及びその移転に際し配慮すべき事項を定めるものとする。

3 3 7 （略）